



福岡医発第 690 号 (地)
令和元年 6 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印良略)

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っています。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」(平成 31 年 3 月 29 日付障発 0329 第 1 号) が改正されたことに伴い、「義肢等補装具の支給について」(平成 18 年基発 0601001 号) の別添「義肢等補装具費支給要綱」(以下、「要綱」) の完成用部品の価格等が一部改正された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、「要綱」の別表 2-2 に定める価格等の一部が改められております。

つきましては貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、

- 1) 本改正内容の詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、福岡労働局 労災補償課 福祉係 (TEL092-411-4583) へご照会いただきますようお願い申し上げます。
- 2) 改正後の要綱及び別表 2-2 につきましては、厚生労働省ホームページ (URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056375.html>) にてご確認をお願いいたします。

小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

(保 48)

令和元年 6 月 4 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、「義肢等補装具の支給について」（平成 18 年基発 0601001 号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「要綱」という。）により実施され、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（平成 31 年 3 月 29 日付 障発 0329 第 1 号）が改正されたことに伴い、完成用部品の価格等が一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、「要綱」の別表 2－2 に定める価格等の一部を改めております。

本改正内容に関する詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

なお、改正後の要綱及び別表 2－2 につきましては、厚生労働省ホームページにてご確認をお願いいたします。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056375.html>

【添付資料】

- ・義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(令 1.5.20 基補発 0520 第 2 号 厚生労働省労働基準局長)

基 発 0520 第 2 号
令和元年 5 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費の支給については、平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号「義肢等補装具の支給について」(以下「通達」という。)により実施しているところであるが、今般、平成 31 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 1 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」により完成用部品の価格等が改正されたことに伴い、通達別添「義肢等補装具費支給要綱」別表 2-2 を別添のとおり改正したので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の要点

別表 2-2 に定める完成用部品の価格等の一部を改めたこと。

2 運用上の留意事項

上記 1 の改正後の価格等については、平成 31 年 4 月 1 日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用すること。

ただし、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 19 日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本通達の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

	基 発 第 0601001 号	改 正	基 発 1105 第 1 号
	平 成 18 年 6 月 1 日		平 成 25 年 11 月 5 日
改 正	基 発 第 0206001 号	改 正	基 発 0331 第 17 号
	平 成 19 年 2 月 6 日		平 成 26 年 3 月 31 日
改 正	基 発 第 0331005 号	改 正	基 発 0421 第 2 号
	平 成 20 年 3 月 31 日		平 成 26 年 4 月 21 日
改 正	基 発 第 0331025 号	改 正	基 発 0702 第 3 号
	平 成 21 年 3 月 31 日		平 成 26 年 7 月 2 日
改 正	基 発 0904 第 2 号	改 正	基 発 0512 第 6 号
	平 成 21 年 9 月 4 日		平 成 27 年 5 月 12 日
改 正	基 発 0428 第 4 号	改 正	基 発 0325 第 41 号
	平 成 22 年 4 月 28 日		平 成 28 年 3 月 25 日
改 正	基 発 1022 第 8 号	改 正	基 発 0510 第 1 号
	平 成 22 年 10 月 22 日		平 成 28 年 5 月 10 日
改 正	基 発 1227 第 1 号	改 正	基 発 0622 第 3 号
	平 成 22 年 12 月 27 日		平 成 28 年 6 月 22 日
改 正	基 発 0726 第 2 号	改 正	基 発 0421 第 17 号
	平 成 23 年 7 月 26 日		平 成 29 年 4 月 21 日
改 正	基 発 0406 第 4 号	改 正	基 発 0514 第 40 号
	平 成 24 年 4 月 6 日		平 成 30 年 5 月 14 日
改 正	基 発 0516 第 2 号	改 正	基 発 0520 第 2 号
	平 成 25 年 5 月 16 日		令 和 元 年 5 月 20 日
改 正	基 発 0731 第 6 号		
	平 成 25 年 7 月 31 日		

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具の支給について

義肢等補装具の支給については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の別添「労働福祉事業実施要綱」により実施してきたところであるが、今般、別添のとおり「義肢等補装具費支給要綱」を定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい